

平成26(2014)年度

東京大学大学院博士課程教育リーディングプログラム

「多文化共生・統合人間学プログラム（IHS）」

プログラム生募集要項 [26.4修士入学者用]

本プログラムの教育研究上の目的

本プログラムの目的は、学際的・複合領域的な5年一貫の博士課程教育プログラムを実施することで多文化共生社会の実現に取り組む次世代トップリーダーを養成することである。

養成する人材像

高度な専門性を備えたうえで、広い視座を持って新たな価値の創造を可能にする学知としての統合人間学、すなわち21世紀型の新しい教養を修得し、多文化共生社会という人類に課せられた重要なテーマに実践的に取り組むことができる人材

※ IHSに関する詳細は、次を参照のこと。<http://ihs.c.u-tokyo.ac.jp/ja/>

1. 応募資格

本プログラムに応募することのできる大学院生は、本学大学院研究科等の何れかの修士課程（博士前期課程）に、平成26年4月入学予定の者で、かつ、次の要件を全て満たす者とする。（注1）

- ・本プログラムの趣旨、履修要件等のルールを十分に理解する者、また、本プログラムにおける取得単位が所属専攻の修了要件として認められない可能性があることを理解する者（注2）
- ・所属専攻の博士後期課程に進学することを目指す者
- ・日本学術振興会（JSPS）特別研究員DC1に応募し、採択された場合にも本プログラムに引き続き在籍を続けることが望ましいことを理解する者
- ・博士の学位記に本プログラムを修了したことが付記されることを了解している者
- ・採用決定後、専攻における指導教員の同意が得られる者（注3）

(注1) ①獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程に入学予定の者は、本プログラム生となることはできない。

②他のリーディング大学院への併願は認めない。

(注2) 大学院総合文化研究科文系四専攻（専攻横断プログラムはのぞく）、および学際情報学府学際情報学専攻は修了要件に認められる。その他の専攻（総合文化研究科広域科学専攻を含む）については、修了要件に認められるかどうか、各自で所属専攻・系まで問い合わせること。

(注3) 指導教員の同意については、採用決定後の採用手続書類に含まれる同意書によって確認する予定である。

2. 選抜方法

本プログラム生の選抜は、申請書類（申請者情報、エッセイ）による書類審査と、面接によって総合的に判断して行う。

なお、書類審査で、面接を行わずに不合格とすることがある。

3. 採用期間

本プログラム生の採用期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、平成27年3月に行われる資格試験（Qualifying Examination）に合格することが継続の条件となる。また、平成28年3月に予定される資格試験により、博士後期課程で引き続きプログラム履修が許可される学生を選抜する。選抜された学生の採用期間は、修士課程に引き続き、平成31年3月31日までとする。

4. 奨励金の支給

本プログラム生には、博士前期（修士）課程在籍中月額12万円、博士後期課程在籍中月額16万円の奨励金が支給される（注）。ただし、毎年度末の資格試験の結果によって、減額されることがある。また、プログラムを履修する場合でも、奨励金の受給を辞退することができる。

本奨励金を受給した場合は、日本学生支援機構奨学金や学習奨励費等の受給やアルバイトが原則できなくなるので留意すること。また、日本学術振興会（JSPS）特別研究員（DC1、DC2）に採用された場合は、本プログラム奨励金の受給資格を失う（プログラムの履修は継続可）。詳細は、総合文化研究科内リーディング大学院IHS事務局まで問い合わせること。

(注) 本奨励金は雑所得の扱いとなり、税務署に所得税の確定申告が必要となる。申告漏れは脱税となるので十分注意すること。IHS事務局より翌年1月に手続き関係書類を配付する。

5. 募集人員

15名程度

(注) 奨励金受給辞退者がいる場合は、募集人員とプログラム生採用数が一致しないことがある。

6. プログラム生の選抜結果及び採用手続

(1) 書類審査（一次選考）と面接（二次選考）

書類審査（一次選考）を通過した学生（面接（二次選考）対象者）に対しては、電子メールでその結果を4月11日（金）までに通知する。面接（二次選考）の実施日は、4月12日（土）又は13日（日）を予定している。

(2) プログラム生の選抜結果（面接（二次選考）合格者）の発表は、平成26（2014）年4月15日（火）午後1時頃に総合文化研究科掲示場（東京大学教養学部正門入って左側）に掲示するとともに、面接対象者全員に対し、選抜の結果を本人あてに電子メールで通知する。なお、プログラム授業は4月16日（水）から開講する。

(3) 採用手続書類は発表後に電子メールにて採用内定者に送付する。採用内定者は、採用手続要領により、所定の期間内に必要な採用手続（採用手続書類の提出）を行うこと。所定の期内に採用手続を行わない場合は、採用内定を辞退したものとして取り扱う。

7. プログラム生申請手続

(1) 申請方法

ア. 申請は窓口（下記エ.）に直接提出するか、又は郵送により行うこと。

イ. 郵送により申請する場合は、(2)の「申請書類等」を一括して任意の封筒に入れ、郵便局窓口において「書留郵便」の手続きをすること。

ウ. 受付期間 平成26（2014）年4月1日（火）から4月4日（金）16：30まで。郵送の場合も、4月4日（金）必着とする。

エ. 受付場所（直接提出）

東京大学駒場I地区キャンパス17号館3階 IHS事務局

オ. あて先

〒153-8902 東京都目黒区駒場3丁目8番1号

東京大学大学院総合文化研究科事務部教務課大学院係 I H S 担当

電話 03-5454-6415

(2) 申請書類等

ア. 申請書一式は、以下の URL からダウンロードすることができる (<http://ihs.c.u-tokyo.ac.jp/ja/>)。ダウンロードに問題がある場合は、直接 I H S 事務局まで取りに来ること。

イ. 本プログラム所定の用紙に所要事項を記入したもの。正1部、副3部の計4部

ウ. エッセイは申請書一式内の所定のものを使用すること。

8. 注意事項

(1) 受付期間内に必要書類が完備しない申請は、受理しない。

(2) 申請手続完了後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。

(3) 事情により、申請手続等について変更することがある。変更があった場合は、改めて通知する。

(4) 申請に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①履修者選抜(申請処理、選抜実施)、②採用者発表、③採用手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、採用者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(就職支援、授業料免除申請等)に関する業務を行うために利用する。

(5) 申請書における記載内容について虚偽の記載をした者は、採用後においても遡ってプログラム生であることを取り消すことがある。

平成26(2014)年2月